



Title	共犯からの離脱の判断基準について：規範的因果性遮断説の立場から [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	王, 銀河
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第13846号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/77883
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Wang_Yinhe_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

共犯からの離脱の判断基準について
——規範的因果性遮断説の立場から——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

共犯からの離脱とは、共犯関係が成立してから、犯罪が実現する過程の途中で、共犯関係にある一部の者が犯罪をやめようと思い、そこから離脱することをいう。ここでは、離脱者が他の共犯者が実現した犯罪的結果について、どの範囲まで刑事責任を負うべきかが問題となり、多くの議論がある。かつては、日本の刑法理論では、共犯からの離脱という考え方は共犯における中止犯規定の適用の問題として提唱され、その後、共犯における中止犯の成否以前の、共犯そのものの成否の問題として論じられるようになった。

共犯に関する解釈論上の諸問題を解決するにあたっての重要な指針を与えるのが、共犯の処罰根拠である。狭義の共犯である教唆・幫助については正犯の行為に対する従属性の存在が認められているが、そもそも共犯はどのような根拠に基づいて違法とされ、処罰の対象とされるのか、という点が問題となる。この議論を通じて、共犯成立の範囲を理論的な根拠から明確化することが期待されるのである。因果的共犯論（惹起説）が支配的である現在では、共犯においても正犯と同様に結果に対する因果関係が必要とされ、共犯の処罰根拠は、直接実行者を介した結果との因果性である。したがって、離脱行為によって、離脱しようとした者の当初の行為と結果との因果性が遮断された場合には、その後の事象は離脱者に帰属されない。

近時の議論によれば、因果性遮断説の限界、具体的には、たとえ離脱者が当初の与えた因果的影響力が残存していたとしても、なお共犯からの離脱を認めるべき場合が一定数、存在するのではないかが問題とされている。この問題に対して、因果性の遮断を規範的に理解し、離脱の基準においてどのような要素を考慮すべきなのかについて、検討する必要があると思われる。

以上のような問題意識に基づき、本稿は、第1章で、共犯からの離脱をめぐる日本判例の系譜を概観し、共犯からの離脱に関する基本的な理論構成に従い、判例における実行の着手前の離脱、実行の着手後の離脱、共犯関係の解消につき、それぞれ検討した。実行の着手前の離脱については、離脱意思の表明および他の共犯者による了承によって共犯からの離脱が比較的緩やかに認められる。離脱の意思表示は必ずしも明示的にする必要がなく、黙示的な意思表示によっても離脱が認められる。ところが、首謀者である場合、離脱者において共謀関係がなかった状態に復元さ

せなければ共犯からの離脱は認められない。実行の着手後の離脱について、初期の判例は共犯における中止犯規定の適用の問題として捉えていた。犯意の一部が客観化されているから、離脱意思の表明と他の共犯者の了承だけでは不十分であり、より積極的な犯行防止措置を講ずることが必要であるとされた。平成期に入り、最高裁判所は初めて共犯関係の解消を正面から問題にしている点が注目されている。実行の着手前後で共犯からの離脱の要件が形式的に区別されないことがより明確になったことも指摘できる。他の共犯者により強制的に排除されたような場合も共犯関係の解消が認められた。

第2章では、共犯の処罰根拠および共犯からの離脱をめぐり、従来の学説を検討してきた。共犯処罰の根拠としての因果的共犯論すでに通説になったのである。それに基づいて、共犯からの離脱の根拠を因果性の遮断の観点から説明してきた。この見解によれば、共犯から離脱したことにより、それ以後の犯行に対する因果的影響力が消滅された場合、その犯行については共犯の責任を問われないことになり、共犯の処罰根拠を欠くからである。ただ、離脱者が自己の加功のもつ因果的影響力を消滅できず、なお残存していたとしても、他の共犯者が残存するその影響力を利用して犯罪を行った場合、離脱者が離脱後の他の共犯者による犯行または発生した結果について常に罪責を問われるべきなのかが問題とされている。したがって、共犯からの離脱の判断基準を検討する際に、その規範的理解が必要であると思われる。

第3章では、比較法的視点から、主に異なる共犯の処罰体系であるイギリスと中国において、どのような議論が展開されてきたのか、また、そこから生じた問題が日本の議論にどのような関係しているのかという課題を設定し、若干の考察を加えた。イギリス刑法では、共犯からの離脱という抗弁により共犯の関与責任を免除するという点からみれば、それは派生的責任の理論にも関わって理解されてきた。離脱の成立要件について、一般的に、主観的な要件として犯意の放棄が常に要求され、現場での突発的な暴行事件の場合以外には、明確な告知も必要な要件である。そして、さらに有効の離脱が認められるために、単なる明確な告知だけで足りず、それ以上に離脱の行為をとる必要がある。離脱の時点それ自体は、共犯者による加功行為の影響力が消滅されたかどうかに関する総合的な考慮において重要な意義を有する。

中国刑法が採用した犯罪関与体系は、共同犯罪における関与者の分業があまり重視されておらず、すべての共同犯罪人をその果たした役割に応じて主犯と従犯を区別し、それぞれ軽重の異なる処罰を与えると見られる。共犯からの離脱をめぐる事案において、主犯と従犯の認定が裁判官に委任することとなり、主観的な恣意性という問題を回避できないと思われる。ただし、刑罰の減免という方向限りでは、果たした役割という要素を考慮し離脱の要件をきつくしたり緩くしたり変動させることにより、ある程度で離脱の事実に対する処断も肯定しうる。また、主犯と認定された場合の離脱事実に対して、共謀の射程に逸脱した共犯関係の解消という考え方は、離脱に対する処断の実態にも相応しいものだと評価できる。

第4章では、以上の検討に基づき、共同正犯と狭義の共犯（教唆犯、幫助犯）の区別を再考したうえで、共犯類型別の離脱をめぐる具体的な判断基準の検討を試みる。共犯からの離脱の判断基準を検討する際に、「因果的寄与度」および「時間的・場所的關係」という要素を取り上げ考察した。教唆犯・幫助犯の離脱の問題については、実務上では、実際に問題とされた例が見当たらないが、理論的には重要であり、検討する余地がある。共同正犯關係の解消において因果性が遮断されたといえるためには、従前の関与行為の影響力を完全に消滅することや、残余者による犯行を阻止することまでは必要でないが、従前の行為の影響力や犯行継続・結果発生の危険性を相当程度の消滅することを要すると解される。教唆犯は、正犯者に犯罪の実行を決意させることを本質とするので、心理的因果性の遮断を認めるためには、教唆行為に基づいて生じた犯罪実行の決意を正犯者に放棄させることが必要である。幫助犯は、正犯者の実行行為を心理的・物理的に促進することを本質とするので、離脱の要件である因果性の遮断を認めるためには、幫助行為が正犯者の実行行為に対して与えた心理的・物理的促進効果を除去することが必要である。